

協 約 等

団体名	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会
所管課	健康福祉局福祉保健課
団体に対する市の関与方針	経営に積極的な関与を行う団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条にもとづき、地域住民の参加を促進し、横浜市全域における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的に全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されています。 本会は昭和 26 年に任意団体として設立、昭和 28 年に社会福祉法人として設立認可されました。 横浜市内の民生委員・児童委員、自治会町内会、社会福祉法人・施設、ボランティア団体などが会員として参加している協議会組織で、事務局として職員が勤務しています。 (参考) 区社会福祉協議会（以下、区社協）の設立目的 ・区社協は、区域における地域福祉を推進することを目的としています。 ・昭和 26 年に任意団体として設立、平成 7 年には全区社協が社会福祉法人となりました。 ・区内の民生委員・児童委員、自治会町内会、社会福祉法人・施設、ボランティア団体、地区社会福祉協議会（以下、地区社協）などが会員として参加している協議会組織で、横浜市社会福祉協議会（以下、市社協）からの派遣職員が事務局を担っています。
(2) 設立以降の環境の変化等	少子高齢化の進展、雇用形態の多様化、世帯構成の変化、地域のつながりの希薄化などを背景に、支援を必要とする高齢・障害・生活困窮者等が増加しています。例えば、市内の単身世帯は、1980 年の約 14.0 万世帯から、2020 年には約 69.9 万世帯と、約 5 倍に増加しています。 また、いわゆる 8050 問題やダブルケア、ヤングケアラー、引きこもり、社会的孤立といった課題が顕在化するとともに、分野別の公的支援制度では解決が難しい「複合化・複雑化した生活課題」を抱える人たちの存在が浮き彫りになっています。加えて、困りごとを誰にも相談することができずに地域の中で孤立し、問題が深刻化してしまうケースも増えています。 このような状況の中、新型コロナウイルス感染症により、人とつながる機会が減少しました。さらに、自治会・町内会の加入率の低下、ボランティア組織の高齢化などから、地域の担い手の減少も進んでおり、地域のボランティア組織の継続が難しくなっています。
(3) 上記(1)・(2)を踏まえた今後の公益的使命	本会では、誰もが住み慣れた地域で孤立せずに居場所を持って暮らし続けられる地域社会を目指し、「横浜市社協 長期ビジョン 2025」を策定しています。また、横浜市を取り巻く環境の変化を踏まえながら、「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる よこはま」を実現するため、横浜市と本会が共同して「第 5 期地域福祉保健計画」を策定しました。本協約に掲げる取組は、長期ビジョンの重点取組であるとともに、地域福祉保健計画においても「推進のための取組」として位置づけられています。本協約の取組を通じて、地域の福祉関係者や社会福祉施設により構成される本会の特徴、これまで培った様々な機関・団体とのネットワークや地域支援のノウハウを十分に生かし、地域福祉の取組を推し進めます。

2 団体経営の方向性

(1) 団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	参考（前期協約の 団体経営の方向性）	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営の方向性の変更の有無	無		
(3) 団体経営の方向性の分類変更理由	—		
(4) 協約期間	令和 6 年度～令和 10 年度	協約期間設定 の考え方	前協約の期間と同期間
(5) 市財政貢献に向けた考え	全ての事務事業について、外部視点の助言も活用しながら、職場内外での議論を重ねて事務改善・DX 化などあらゆる視点から具体的な見直しを進めます。効率的・効果的な執行体制を構築していく中で、経費縮減を図ります。		

3 目標

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

① 身近な地域での住民のつながり・支えあい活動の推進

ア 取組	困りごとを抱えている人を、地域の住民や関係機関・団体が連携して見守り、支えあう場づくり・仕組みづくりを推し進めます。		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	国の孤独・孤立に関する全国実態調査(令和5年)では、何らかの形で「孤独感がある」と回答した人の割合が4割に上っています。過去2回の調査結果とほぼ同率となっており、社会活動がコロナ禍前の状態に戻っても、孤独感を抱く人の割合が変わらない実態が示されています。また、周囲の住民についても、身近に困っている人がいるということに気付かず、異変に気付いてもそれを誰に伝えたらよいのか分からず抱え込んでしまう状況にあります。自治会・町内会の加入率の低下、ボランティア組織の高齢化も進んでおり、地域の担い手の減少・不足が加速しています。 このような状況に加えて、新型コロナウイルス感染症により、地域活動の休止や縮小を余儀なくされました。 なお、これらの取組は、取組ありきで進めるのではなく、地域住民が主体的に取り組めるよう課題を共有し、意識の醸成を図り、活動しやすい環境を整える支援等を行政や関係機関とともに進める必要があります。		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	つながりを目的とした地域の取組数 [5年間 16,000件] 【内訳】 R6:3,200、R7:3,200、R8:3,200 R9:3,200、R10:3,200 （参考）令和5年度実績：3,193件	主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係	身近な地域で困りごとに気づき、相談できる関係をつくるため、交流・居場所づくりを進め、必要な際に適切な支援機関につなげます。 また、「支え手」「受け手」の関係を越えた多様な主体の活躍の機会と役割を生み出し、地域住民が自分事として主体的に地域の支えあいの取組を進められるよう支援します。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体		・区役所や地域ケアプラザと連携し、日常的な相談支援に加え、事例の集約・共有等により地区社協や連合町内会をはじめとした地域活動団体の検討や取組を支援します。 ・交流や居場所づくりを目的とした活動に対し助成します。
			・区役所・区社協・地域ケアプラザ職員からなる「地区別支援チーム」において、メンバーそれぞれが把握している地域の状況やノウハウ等を共有し、地域の課題解決に向けて取り組みます。また、各区において区役所と地域のつなぎ役となる「地区担当」を通じて、地域主体の取組を支援します。

② 地域における権利擁護の推進

ア 取組	高齢者や障害者、様々な生活課題を抱えた方々が安心して地域生活を送ることができるよう取組を推進します。		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	国の将来推計によると、認知症の高齢者が2022年の443万人から2040年には584万人に増え、実に高齢者の7人に1人が認知症になる見込みです。また、精神保健福祉手帳を所持する人は、2014年の28,285人から2022年には46,975人、愛の手帳を所持する人は、2014年の25,447人から2022年の36,283人と増加傾向が続いています。 こうした様々な背景を抱えた方々が増えていく中、住み慣れた地域で安心して生活し続けるためには、専門家だけでなく、身近な地域の中で対象となる方を受け止め、寄り添い、支えあう支援者の確保が必要です。		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	身近な地域で高齢者や障害児者等の暮らしを支える取組や、ゆるやかに見守る取組への新規参加者 [5年間 1,550人] 【内訳】 R6:320、R7:295、R8:320、 R9:295、R10:320 ※市民後見人養成の講座は隔年開催のため、増減あり （参考）令和5年度実績：318人	主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係	地域のなかで見守りや支えあい活動を充実させ、高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができよう、ボランティア活動などの支援活動に参加する市民を増やします。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体		・本会が実施する事業について、ホームページやパンフレットを活用し周知します。 ・市民、関係団体及び関係者に対し、関連制度や支援活動に関する研修を実施します。 ・支援者を確保するため養成講座を実施します。
			・区域の権利擁護関係機関・団体からなる区成年後見サポートネットを実施し、各区域における権利擁護に関する課題の解決に取り組みます。あわせて市域の権利擁護の課題に取り組むため、市成年後見サポートネットを実施し、関係機関と連携してネットワークづくりを推進します。

③ 幅広い福祉保健人材の育成

ア 取組		福祉サービス利用者本位の質の高いサービスの提供や住民同士が支えあう地域づくりに向け て福祉人材の育成に取り組みます。	
イ 公益的使命の達成に 向けた現在の課題等		福祉業界は、利用者の増加とスタッフの人材不足や高齢化が顕著になっています。また、福 祉サービス利用者の状況は多様化・複雑化しており、利用者の幅広いニーズに対応できる福祉 人材の定着と育成が不可欠です。一方で、各団体・法人は小規模である場合も多く、独自に人 材育成の仕組みを持つことは困難です。 更に、制度やサービスにとらわれず、住民同士が支えあう地域づくりに向けて、地域の重要な 社会資源である社会福祉法人・施設が地域貢献活動に取り組めるような支援が求められていま す。	
ウ 公益的使命達成に向け た協約期間の主要目標		福祉専門職の育成研修の参加者 数 [5 年間 34,500 人] 【内訳】 R6:6,800、R7:6,850、R8:6,900、 R9:6,950、R10:7,000 (参考) 令和 5 年度実績 6,769 人	主要目標の 設定根拠 及び公益的 使命との 因果関係 福祉専門職のスキルアップやモチベーショ ン向上は、サービス利用者の満足度向上に不 可欠です。また、人材育成の仕組みを充実さ せることで人材の確保につなげ、持続可能な サービス提供につなげます。
主要目標達成に 向けた具体的取組	団体	・オンラインや動画配信の活用により、研修に参加しやすい環境をつくります。 ・人材確保支援セミナーの実施など、人材の確保に向けた支援も行います。 ・横浜市内で福祉保健関連の研修を実施しているさまざまな機関の研修情報を集約し情報提供 します。	
	市	・市社協と連携し、社会福祉法人が地域の活動団体と連携・協働する意義や必要性を周知しま す。 ・生活困窮、いわゆる「8050 問題」、ヤングケアラー等、複合化・複雑化した問題に対応でき るように、課題を共有し、市社協が行う人材育成を支援します。	

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題		本会事業活動に関する負債は、「年金共済事業（会計上の名称は『退職共済』）」における『退 職共済預り金』を除くと約 88 億円強となっています。そのうち 6 割を占める「長期運営資金借 入金」は、横浜市補助事業「社会福祉事業振興資金貸付事業」実施のための借入金であり、本 会財務状況の健全化に向けて削減必須項目となっています。	
イ 課題解決に向けた 協約期間の主要目標		長期運営資金借入金の縮減 長期運営資金借入金 27 億 2,000 万円 (単年度目標：R6:49 億 2,000 万円、 R7:43 億 7,000 万円、R8:38 億 2,000 万円、 R9:32 億 7,000 万円) (参考) 令和 5 年度実績： 長期運営資金借入金 54 億 7,000 万円	主要目標の 設定根拠 及び財務に 関する 課題との 因果関係 「退職共済預り金」を除く負債のう ち 6 割を占める「長期運営資金借入 金」の縮減を図ることは、本会財務 状況の改善につながります。
主要目標達成に 向けた具体的取組	団体	・安定的な返済につなげるため、「社会福祉事業振興資金貸付事業」の貸付先である社会福祉法 人に対し、返済事務を案内します。 ・適正な経理処理、定期的な執行状況を把握します。	
	市	・関係部署と連携しながら、市社協や貸付先である社会福祉法人の状況の変化を注視し、相談・ 調整を行います。 ・団体の財政状況について必要に応じて助言や改善を求め、健全な財政運営を支えます。	

(3) 人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する 課題		本会では、女性職員の割合が 69.3%と高くなっています。その一方で全職員の約 30%の男性 職員が、管理職全体の約 7 割を占めています。能力のある女性職員を登用することで、組織運 営の質が向上し、全職員のパフォーマンス向上につながると考えています。また、女性職員が これまで以上に組織の意思決定に関わることで、多様な視点や発想を生かして、複雑化する福 祉課題に対応していきます。	
イ 課題解決に向けた 協約期間の主要目標		管理職総数に占める女性の割合 35%以上 (参考) 令和 5 年度実績： 令和 5 年 4 月 1 日時点 27.2%	主要目標の 設定根拠 及び人事・ 組織に 関する 課題との 因果関係 次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進 法に関する一体型行動計画において、令和 9 年度末(10 年 3 月末)の目標として 30%を掲 げていますが、令和 6 年 4 月 1 日時点で目標 を前倒し達成(31.8%)しましたので、さらに高 い目標を設定します。 女性職員の割合が多い本会においては、女 性職員がキャリアアップできる環境を整備す ることは、本会の組織的な安定運営や今後の 成長に繋がるものです。

	主要目標達成に向けた具体的取組	団体	・新人研修から各階層の研修において、自身のキャリア形成を意識できるようなカリキュラムを追加します。 ・意欲と能力のある女性のキャリア形成を支援するため、女性管理職との懇談会等の機会と、女性管理職のロールモデルの紹介や管理職のための支援体制の充実を図ります。 ・人事考課面談等を活用し、職員のキャリアプランについて共有するとともに、キャリア形成支援を管理職の人材育成目標として設定します。
		市	・団体が作成した計画に沿って、人材を育成できるよう情報提供・助言等を行います。